

議案第 39 号

専決処分事項の報告並びにその承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次の事件を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求める。

専決第 9 号 山都町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

令和 2 年 5 月 26 日提出

山都町長 梅田 穰

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について専決処分する。

令和2年5月14日

山都町長 梅田 穰

山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月14日

山都町長

山都町条例第15号

山都町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山都町後期高齢者医療に関する条例(平成20年条例第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(町が処理する事務)</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> (略)</p>	<p>(町が処理する事務)</p> <p>第2条 町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号)第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号)第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8)</u> <u>広域連合条例附則第5条の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u></p> <p><u>(9)</u> (略)</p>